

竣工 98 年を迎えた千住大橋



竣工の翌年(1928 年)からは東京市電が橋の中央を走ったが、1968 年に廃線。

墨田川(元は荒川)にかかる大橋は、徳川家康が北条氏を倒し関東に転封されて後、1594 年に架橋したものが最初です。

江戸時代に 6 回架け替えられ、近代では 1886 年(明治 19 年)に架橋されましたが、関東大震災で失われました。現在の橋はその後に再建されたもので、竣工は 1927 年です。



橋の下の墨田川の水中には、木造時代の橋脚が残存している。3 個浮いているブイはその位置を示している。



江戸末期の千住大橋。川下方向を俯瞰した構図である。1849 年、第 12 代将軍家慶は松戸に鹿狩りにでかけたが、その際に千住大橋まで船で遡上した時の様子。

当面の日程

日比谷メーデー

- 5 月 1 日(木)
- 日比谷野音
- デモ出発 11 時 25 分

☆都高教の旗の辺りにご集合下さい
☆懇親会を予定しています

憲法集会

- 5 月 3 日(土)
- 有明防災公園
- 13 時

都高教退職者会 定期総会

- 5 月 31 日(土)
- 13 時 30 分～
- 日本教育会館
701 会議室

終了後、引き続き憲法学習会を行います。こちらにも是非ご参加ください

憲法学習会

退職者会・都高教共催

講師 指宿昭一さん
(弁護士)

『外国人労働者と入管法』

- 5 月 31 日(土)
 - 15 時～16 時 30 分
 - 日本教育会館
701 会議室
- P25 のお知らせをご参照ください

も く じ

原発学習会「能登半島地震と東海第二原発」の報告		3
2024年秋以降の都高教のとりくみ	富崎豊和執行委員長	 12
現在進行中の年金制度改正の方向は	平岡 良久さん	 14
東京「君が代」裁判・五次訴訟の結審が延期へ！	鈴木 毅さん	 16
カンパのお礼・カンパのお願い		19
7校の夜間定時制の存続を求める署名にご協力願います	河合美喜夫さん	 20
和気あいあいの2024年東京都退職者会囲碁大会		22
東京散歩「江戸東京たてもの園」を訪ねて		23
行事参加のお誘い		24
第11回 辺野古座り込みツアーへのお誘い	..	24
憲法学習会『外国人労働者と入管法』	..	25
成瀬巳喜男の映画②—日本映画が描いたもの—(4) アズキアライさん		26
新入会員の皆さまへ 都高教退職者会へようこそ 幹事一同		30

原発 学習会

地震と原発/能登半島地震と 東海第二原発

講師 小川仙月さん(脱原発ネットワーク茨城共同代表)

会社勤務を経て 2006 年につくば市で介護保険専門のバリ
アフリーリフォーム設計事務所を開設。チェルノブイリ原発
事故(1986 年)の被害を知り、原発問題を市民の立場で研究



講演する小川さん

原子力発電所の仕組み

今日は能登半島地震から茨城県の東海原発
の話に移っていくという流れでお話しします。

まず原発の簡単なしくみです。東京電力な
どが採用している(東海第二も同じ)沸騰水型
原発というものですが(スライドを示しなが
ら)、この原子炉の心臓部のところにウランの
燃料が入れてあって、ここが高温になるので、
水を送り込んで蒸気に変えて、それでタービ
ンを回す。蒸気のままでは炉心に戻せないの
で、いったん海から水を引いて、ここで結露さ
せ水に戻してポンプで送るというループで回
っています。

炉心では核分裂反応が起きています。ウラ
ンの燃料に中性子を当てると割れます。割れ
た時に大量の熱、エネルギーが解放され、それ
を水に伝えてお湯にする、蒸気にしていくと
いうことです。ウラン原子が割れるのでかけ
らが出ます。このかけらが私たちにとって非
常に怖いもので、いわゆる放射性物質です。原
発の中で核分裂が起きると、200 数十種類のか
けらが出てきて、これが我々の生活圏に漏れ
出てくると非常に危ないわけですね。

福島原発事故の直後に私たちがよく名前を
聞いたセシウム 137 とかヨウ素 131 というの
は割れたかけらの仲間です。割れたかけらが
漏れて出てきてしまったのが福島原発事故で
あり、チェルノブイリ原発事故でもあります。

日本には福島原発事故の直前、54 基の原発
がありました。沸騰水型というのを日立、東芝
が作り、東京電力とか、私がいる茨城の東海第

二などがこれを採用しています。もうひとつ、
加圧水型というのがあって、これは三菱重工が
作っていて、関西電力とか九州電力が採用して
いる形式です。東日本は沸騰水型が多くて、西
日本は加圧水型が多いと覚えてください。

沸騰水型は(スライドを示しながら)、中が
めちゃくちゃ高温高压になっています。内部が
70 気圧で 280 度。そういう熱水がこのパイプ
の中を回っているわけです。例えばこのパイプ
が一本ボキッと折れたらすごい熱水が噴出し
末期的な状況になっていきます。水の循環を閉
じ込めて初めて安定するというのが原発の仕
組みなんです。

もうひとつの加圧水型原発(スライドを示
しながら)は、名前の通り加圧、圧力がうんと
高いです。水のループが二つあり(スライドを
示しながら)こちら側が一次冷却系、ここが二
次冷却系です。ここにスチームジェネレータ
(蒸気発生器)という機械があって、ここで熱の
交換を行っています。二次冷却系で送られてき
た水が蒸気発生器の中で初めて蒸気になって、
タービンに当たっているということです。

水のルートは二つあって、一次冷却系の方
がさっきより高い 157 気圧の 320 度。二次冷却
系でも 60 気圧の 260 度。こういう高温高压の
中で、パイプが折れない中でこのバランスが取
れているわけで、一本折れただけで大事故寸前
まで行ったことが以前に福井県の美浜で起き
ました。

福島第一原発でおこったこと

原発は「巨大な精密機器」と言われます。そ

の意味ですが、バランスが取れて初めて安定

するということです。私は、原発というのは根本的にダメだと思っています。機械設計の安全思想にフェイルセーフというのとフルプルーフという考え方があります。フェイルセーフは、機械が壊れたり故障しても安全側で止まってくれるという思想です。自動車なんかも、調子が悪くなったら止まってしまうと事故はそれ以上進展しないじゃないですか。それをフェイルセーフと言います。フルプルーフは人間が使い方を誤っても危険にならないという思想です。原発は、このフェイルセーフではないというのが決定的なんです。安全側で止まれなくて、止めてからが危ないというのが原発という機械で、実際、止めてから危なかったのが2011年の福島原発事故でした。

地震の時には稼働していて、地震と同時に核分裂反応は止まりましたが、そのあと津波が繰り返しやってきて、全電源喪失という状態になりました。何が起きたかという、ポンプが止まり水が止まって、炉心の中が猛烈に過熱をしていくわけです。やがて水が蒸発して核燃料が溶け落ちてメルトダウンという現象が起きる。さまざまところから漏れ出した水素によって建屋が水素爆発を起こして、いろんな経路からガス化した放射線物質が環境中に漏れてしまったというのがあの時の事故でした。

福島原発事故は、それでもラッキーで、破局を免れたというような言い方をしています。4つ代表的なことを申し上げます。ひとつは事故の一番渦中にあった2号機。格納容器が設計基準を超える高圧の状態になっていて、大破するのではないかと思われたのですが、あ

地震と原発の立地、耐震基準

今日は地震のお話を中心にしていきたいと思います。

能登半島で大きな地震がありました。地震が起きた時にぱっと思っただきたいのは稼働中の原発がどこかということです。止まっている原発は二の次で、動いている原発が危ないのです。動いている原発が止まってからが危ない。中の熱が残っていますからそれを除去しなくてはなりません。

さらに、地震で巨大な精密機器のバランスを崩す可能性があること、そして津波ですね。水損によって、水に濡れてはいけないう機器が故障してしまう。福島原発事故の時のことを思い出してほしいのですが、水素爆発で原子

炉部分がちょっと破損をして、それでガスが一気に漏れてくれたので大破を免れました。

二つめは4号機の燃料プールです。あの中に千何百本も使用済み燃料が入っていて、そのプールがどんどん過熱していく中で、水がなくなってしまう、これでは東日本が壊滅だということで、官邸がものすごく心配をしていました。それが直前の部品交換の工事の段取りミスがあって、水がないはずのところに水がたっぷりためてあって、それがあのプールに流れ込んだので助かったというのが真相です。

三つめは、福島第二原発で、ここには4つ原発が並んでいますが、ここも全電源喪失で大変だ、ということだったのですが、この3月11日というのが金曜日だったので、所内に2000人ぐらいの人員がいて、ポンプ動かさないと大変なことになるというので、人海戦術でみんなの車のバッテリーを持ち寄ってポンプを動かしたという経緯があります。もし土日だったら、あれだけの人数が調達できなかったのも、メルトダウンした可能性が大だと言われています。

四つめは茨城県の東海第二で、ここも電源喪失してしまっていて、非常用のディーゼル発電機が3台立ち上がりましたが、東海村の港にも津波が押し寄せてきて1台が水損してしまうんですが、2台が助かって冷却運転をやって何とかつないだんです。この2台が助かった理由は、ディーゼル発電機の南側の防波堤の防水工事が、3月9日に完成してからです。これもラッキーだったと思います。

炉建屋が吹き飛んだと当時ニュースで繰り返し聞いたと思います。

(原発立地のスライドを示しながら)この、横に長いのがタービン建屋です、こちらの四角い建物、これが原子炉建屋です。皆さんは原子炉建屋が地表に建っていて、そこに原発の心臓部が入っていると思われるかもしれませんが、それは誤ったイメージなんです。そうではなくて、原子炉建屋は三分の一くらい地中に潜っているんですよ。この潜ったところに原子炉の心臓部がある。原子炉建屋というのは地中の固い岩盤のところであって、表面は柔らかい地層が覆っています。固いまな板の上にお豆腐があり、まな板を揺らすと上の方

のお豆腐がぶるんぶるん揺れますよね。これが地震なんです。この豆腐の上で私たちは地震を経験している。原発はどこに建っているかという、この固いまな板の上に建っているということなんです。

中学校の理科で学ぶことですが、地震の揺れというのは固い地盤の、固い層を通ってくるときは小さな揺れなのですが、表面のやわらかい層に到達したときに揺れが増幅します。私たちが一般住宅で感じる揺れはこの揺れなんです。

今、原子力規制委員会で原発の耐震基準を審査しています。規制委員会で議論している原発の耐震基準は、この岩盤のところでの揺れのことを審査していて、地表の揺れではないです。実際に今回起きた能登半島の地震でも、志賀町の富来（とぎ）では2800ガル（1秒につき、毎秒1センチの速度を生じる加速度が1ガル）以上記録して、志賀原発の地下2階の地震計では399ガルという風に、理科の原則通りの数字が取れています。原発の耐震性は一般住宅に劣る、というような主張をしている人たちがいますが、地表の数字と比べてどこそこの原発は何百ガルにしか耐えられないから一般住宅よりも耐震性は低いという主張は、科学的には誤った主張です。

だからと言って、原発は岩盤に建っているから安全だと言っているわけではありません。地震の規模とか活断層の動きとかは、まだ人類は予測できません。能登半島がその実例です。稼働中の場合は、巨大な精密機器がバランスを崩す恐れがあるということ、それから新規規制基準で考えている耐震性というのは、設計上の数字であって、コンピュータでしか解析していません。実際にものを揺らしていないので、想定外が起きてきます。原子炉建屋は岩盤に建っているという前提ですが、個々の立地の地質差に違いがあります。活断層の動きを予想できないというのが最大のポイントです。

よく日本の原発はものすごい審査をやっているんで世界一安全だということを言っています。Aという事故対策が失敗したら次にBという事故対策があって、AもBも失敗したら次はCという事故対策を投入するというように。規制委員会は彼らなりに一生懸命考えているのです。しかしそれは、Aが失敗してBが失敗してもCがあるという、複数ある安全対策が全部一度におじゃんになることはない、

という前提になっていますが、複数ある安全対策が全部いっぺんにおじゃんになるパターンがあります。それがまさに活断層なんです。原発の直下に活断層があってそれが動くと、複数の安全対策が一斉に機能喪失する事態になります。だから、原子炉建屋の直下には活断層は絶対にあってはならないというのが大原則なのです。

今回、能登半島の地震で僕らはすごく衝撃的なものを見ました。土地の隆起です。土地が隆起するというのは、活断層が動くのとまったく同じ状況です。原子炉建屋の下で土地が隆起するというようなことが起きれば、同じように一斉に機能喪失が起きるということです。だから、下の岩盤がものすごく重要だということになってくるわけです。

何でもかんでも全部耐震性をめっちゃくちゃ強くするというものではありません。原発の耐震性というのも、ある程度重要度が決まっています。一番強くしているのが今言った原子炉建屋、あと事故対策設備なんかについてはSクラスで、すごく耐震性を要求されています。BとかCになっているのは、廃棄物処理設備やタービン建屋など。こういうのはある程度基準を緩めて設計しているというのが、今の原発の設計基準です。

「全国原発の解放基盤面一覧」を見てみて下さい。（スライドを示しながら）解放基盤面というのは何か、簡単に言うと海水面からどれくらいマイナスのところ、あるいはプラスのところ、岩盤があるか、ということを示したものです。

例えば、福井県にある高浜原発の解放基盤面は海水面から2mプラス。岩盤が海水面より高いところにあるということなんです。高浜原発はその辺の海辺に作って、岩盤の上に立地できるということです。隣にある大飯原発はプラス0になっていますから、海水面と同じ位置に岩盤があるということです。九州に行くと、玄海原発は海水面から-15なので、15m掘ると岩盤が露出してきます。そこを指して原発を建てればよい。川内は-18です。

西日本の方を中心に見て来ましたが、私が住んでいる茨城県の東海第二原発を見て下さい。-370m。370m掘らないと岩盤が出てこないという意味です。柏崎刈羽は-248m。よく全国原発は固い岩盤の上に建っているという広報を聞きますが、東海第二と柏崎刈羽は深すぎませんか。

「一覧」を作って見ると、それぞれの原発が建っている光景が目に見えてきます。大飯、高浜、美浜とか玄海とかは、海に突き出た半島の先端に建っているんです。現地に行くと、山、

能登半島の原発と地震

実は、能登半島の地震が起きる直前まで原子力規制委員会では、志賀原発の下には断層がいくつか走っていて、そのいくつか走っていた断層のうちのこれ(スライドを示しながら)が原子炉直下なのですが、これが活断層かどうかという議論をずっとやっていました。活断層ではないということで再稼働に向けて準備を整え始めていた時にあの地震が起きた。今はもう一度白紙に戻して能登の断層を調べなおさねばという状態です。

あの時志賀は止まっていて、柏崎刈羽も止まっていました。ですが福井で5つ動いていたんです。地震が起きた直後は、この5つの原発が大丈夫かなと僕は思いました。能登半島を見ますとこんな感じです(スライドを示しながら)ここに現役の原発があつて、これが2001年以降止まっている志賀原発の1号、2号。珠洲には昔作ろうという動きがあつて、2003年に凍結されたので今回は助かったのです。

今回の地震の震源ですが、150キロにわたって震央が動いています。こういう広範囲にわたって、断層が次々と割れて行った。つくば市の産総研の資料を見てください。今回、彼らは海底の活断層をこのようにキャッチしていました。これで150キロ以上にわたってずっと連動しながら動いたということがわかっています。海面が4m隆起した現場の写真もあります。ツイッターでも貴重な情報が発信されてきました。

志賀原発の被災状況をちょっとまとめておきます。想定していた揺れよりも上回ったということと、プールに670本入っていた状態でした。冷却ポンプが止まりましたけれども温度上昇はほとんどなかった。10年以上プールに使用済み燃料を沈めておくと、十分冷えているからだったんです。あとは変圧器が壊れた。それからスロッシングで水が漏れた。津波は3メートル襲ってきて、引き波が1メートル。施設内にアスファルトに段差が数か所できた。またちょっと重要なことですが、周辺のモニタリングポストの116局中19局でデータが取れなくなった。いろんな各地の原発の

崖、海という状態になっていて、そこに原発が建っている。ところが、東海第二と柏崎刈羽は、だだっぴろい平野にぽつんと立っています。これが今日の話の焦点になってきます。

避難計画に影響を与える出来事が起きております。

あの当時、石川県の馳知事が能登に来ないでくださいと呼びかけていました。能登半島の道路がもうはちゃめちやな状態で、二次災害が起きる可能性があるという意味で言っていたんだと思います。

私たちみたいに日頃原発の問題を考えている者は、この状態を見ると避難計画はダメじゃないかと思えます。能登半島の今回の地震で避難計画で使うはずだった道路の過半数が寸断されていたというようなことが後のデータでわかってきています。だから、ああいう海に突き出た半島の先端にある原発で事故が起きると、もう地理的な状況もこれに掛け算になってくるので、道路が破綻をしてしまうと住民の避難ができなくなるという大きな問題が、目に見える形で現れてきました。道路の問題は、住民の避難だけじゃありません。原発がもしこの時動いていて、所員を緊急召集しなきゃならなくなった時に、緊急召集で「所員集まれ」と召集をかけた時に、その所員が、家にいる人がちゃんと発電所までたどり着くことができるのかということも、道路の問題にかかってきます。

うちの県にある東海第二原発が審査に合格した時のパブリックコメントに私が送った意見があります。どこの原発でもこういう事故が起きた時には所員を何十名、何時間以内に集めてこう対応するっていう、事故別のシミュレーションが何十パターンもやってあるんです。その何十パターンもやっている事故シミュレーションを一個一個原子力規制委員会では審査をしていて、これなら大丈夫でしょうというようなことをやって、それで審査に合格しているんです。東海第二の審査書案でも、何分単位で何のボタンを押して何時間以内に所員を何人集めて、分散してこの作業ができるみたいなことが、シミュレーションされていました。それを読みながら、「自然災害が重なった時に、そんな分単位でなんか進められない」っていうようなことを送ったら、一応審査書案にちゃんと受けてもらっていました。規制庁の人の回答では、訓練するから大丈夫

夫というような趣旨のことが書いてありましたが、やはり原発は、地震を伴った複合災害が

起きた時には対応できない可能性が大きいと僕は能登半島の地震を見て思います。

地震と構造物の関係についての科学的知識

ここから原発という構造物と地震の問題をちょっと振り返ります。まず、法的にどんな規制を受けているのかという問題です。

原子炉建屋については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計指針」というのに適合させると法律で決まっています。この原発の耐震設計指針というのは、1981年の7月にできていますが、1981年以前にできている原発は日本にゴロゴロあるんです。それら(日本にある原発の半分)の審査はバックチェックと言って後からできた基準を当てはめて、「大丈夫ですね。合格してますね」ということを見直しているに過ぎないわけです。

地震と構造物との関係について少し詳しく見ていきます。地震の揺れによって建物の中がどんなふうなダメージを受けるのかということですが、地層と地震の基礎的なことからお話ししますが、まず地震とは波であるということです。

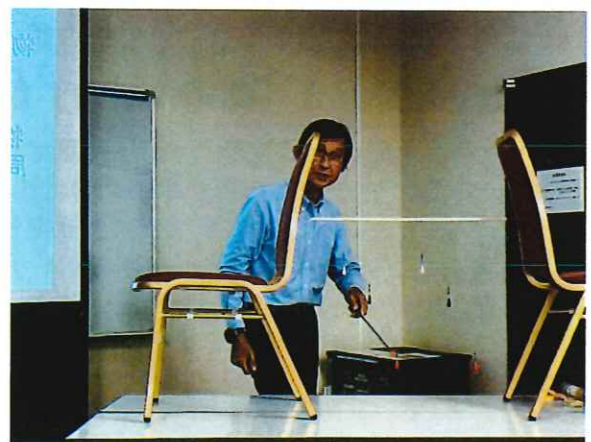
地震の波にはP波とS波があります。P波というのはプライマリーウェイブ、先に来る波で、秒速6.5kmでドンとやってきます。S波は後からやってくる方、セカンダリーウェイブでこっちは遅くて、秒速3.5kmです。私たち緊急地震速報というものをある時代からキャッチするようになりましたが、緊急地震速報というのは、このP波が到達した段階でいち早くそれをキャッチして、後から大きな波が遅れてやってくるということを携帯からベルで知らせるわけです。

P波とS波なんですけれども、これをよく実験でお話をしています。(実験の様子 写真) P波というのはこれです。下からドンと突き上げてくる。すごく速く動きます。S波というのは何かということなんです。ここで速度の差が出てくるということです。

先ほどの原発の話も思い浮かべながら聞いていただきたいんですけども、山の方から固い層、岩盤層がぐっと来ていて、私たちが住宅を建てている柔らかい層があるところでぐっと下に潜っているわけです。地震の揺れが

どういうふうになってくるかというと、固い層では小さい揺れで伝わってきて、柔らかい層でこれがブワッと増幅してきます。それからもう一つ、表面を伝わってくる表面波というものもあります。柔らかい堆積層の表面をブワッと伝わってくる波です。P波とS波と表面波というのがあるということです。

次は周期です。物体には大きさ、形に応じた周期があり、それを「固有周期」と呼んでいます。物体に及ぼす力の周期が物体の固有周期と同じ時に、「共振」という現象が起きます。それを説明するために、高校の物理の先生がお使いになる共振の実験器具を使います(以下、実験をしながら)。ここに揺れをキャッチできるように40cm、20cm、10cmの釣り糸をぶら下げていて、この木の棒が自由に動く状態にもなっています。まず40cmの赤い重りをこれだけ揺らすと、全体はちょっと揺れるのですが、40センチの(糸につけた)重りがこっちで大きく揺れ出すんです。物体には大きさ形に応じた固有周期があって、振動が棒を伝わってきた時に同じ固有周期を持つものがこっちにあると、それがいつの間にか揺れ出していく。それを共振と呼んでいます。地震で皆様のお家が被害を受ける時の犯人が共振なんです。



皆さんの家を壊すのは共振なんです

・・・実際に振り子を使って実験

能登半島地震でおこったこと

今回の能登半島地震では、共振のことを考えると、ものすごく興味深いことが起きています。大被害を受けた珠洲市と、少し離れた志

賀原発からちょっと行ったところの赤崎地区というところで全然違った現象が起きているんです。ニュースの映像を今からお見せいた

(当日上映されたニュース映像の概要)

<珠洲市>

市内およそ 6000 棟のうち、8 割近い建物で全壊や半壊などの被害。甚大な建物被害を招いた要因は揺れ方(調査に入っている金沢大の村田氏の指摘)キラーパルスと呼ばれている周期 1 秒前後の地震の揺れの成分が、建物と共振を起こすことによって大きく揺さぶられた。地元の人の証言「ぐるぐる回った感じがやったよね。」

<志賀町赤崎地区>

最大震度 7 を観測した石川県志賀町で建物の倒壊を免れた地区が赤崎地区。「奇跡の街」と言われた。震度 7 が襲ったが、倒壊を免れた理由は「ガタガタガタという細かい揺れ」(村田氏の指摘「珠洲市などで見られた電柱の激しい損壊がない。基礎となる部分に目をやると、赤崎地区特有の強固な地盤が分かる」)。ドンって一回縦揺れがあって、その後ガタガタという細かい揺れ。それが他の地域の揺れ方との違い。ガタガタという速い揺れが卓越していて、珠洲とか穴水で観測された割とゆっくりした成分の揺れというのはあまり作用していなかった。

します。

つまり、珠洲市では常にぐるぐる回るような揺れで、赤崎地区ではガタガタガタという揺れで、揺れの周期が全然違うものが能登半島でも襲っていたんです。最初に単純なガルの比較じゃないと申し上げたのは、地震の被害を決めるのはその地質がどんな地質なのか、それによって揺れの周期がどうなるのか、建物との共振がどうなるのか、この 3 つの関係で決まるということを申し上げたかったのです。

これも波形で見ると(地図のスライドを示しながら)左側が珠洲です。珠洲の波形を見ますと、やはり非常に波の間隔が広いのが分かりますよね。住民が「ぐるぐる回る揺れ」と表現しておりましたけれども、こっち側の溝に

こっち側の縦が入るようなこういう風な揺れになっている。右側が志賀町の富来です。住民が、「ガタガタガタ」という細い揺れと言っていたあの富来で、波長がものすごく短くなっているということがわかんと思います。

産総研が地質地図を出していますが(スライドを示しながら)、古い地層というのはこの新第三紀とか古第三紀とかで、原発が岩盤に建っているというのは第三紀に建てるのが原則になっています。我々が日常生活している平地は第四紀の新しい地層です。珠洲と志賀町の赤崎地区で地層がどんな風に違うのかということですが、奇跡の町赤崎地区は第三紀で固い地層が地表まで露出をしてくれています。珠洲の方は柔らかい地層で、第四紀ということになっています。

「解放基盤面」と「基準地震動」から見た東海第二原発

もう一回「全国の解放基盤の一覧」を見てください。半島に突き出した西日本の原発は山、崖、海というところに建っていて、大飯原発を見ると建っているのは古生代ペルム紀という古い地層、高浜も同じです。半島の付け根のところでこれも第三紀に建ってます。伊方は四国ですが、岬のこんなところにある、これは前期白亜紀というすごく古い地層に建っています。

それに対して、茨城県の東海第二は平野に建っていて、地表に露出しているのはやっぱり第四紀です。新しい地層が露出をしている。新潟県の柏崎刈羽も、東海第二と条件はほぼ同じです。だだっ広い平野に建っていて、第四紀のところに建っています。この(スライドを示しながら)解放基盤面の一覧というのは、新

潟県の柏崎刈羽、それから東海第二が岩盤に建っていないということを明快に示しています。

今まで解放基盤面という言葉はずっと使ってきましたが、原発の岩盤を設定するときには、水平であって活断層がないということを経験しながら、S波の伝達速度が秒速 700m 以上で伝わる固い地層のところを解放基盤面と設定していいということになっているんです。建築の方ではビルなんかを建てる時に工学的基盤面という言葉を使います。工学的基盤面の定義が秒速 300m から 700m なので、この工学的基盤面の最高値をとって原発が立地できる解放基盤面という風に定義をしているということになります。

地震波に関して分析するときにフーリエス

ペクトルという言葉と応答スペクトルという言葉がありますが、建物の影響を決める応答スペクトルとは、ある固有周期を持っているものが、ある地震波を受けた時にどういう揺れ方をするのかというようなことを示したものです。(図を示しながら)この図にある振り子を逆さまにただけのような絵を見てください。例えば一番上の形の振り子に、こういう地震の波形を受けるとこういう揺れ方をするというようなことをグラフに書き込んでいくというのが応答スペクトルの考え方です。

我々の身近に起きた地震で、例えば 2003 年の宮城県沖地震と、それから 1995 年の阪神淡路大震災で、この応答スペクトルがものすごく違うんです。阪神淡路大震災では木造家屋がたくさん倒壊しました。どういうことかというと、阪神淡路大震災の時の揺れというのが、木造家屋の固有周期に結構近いところで揺れたんです。だからたくさん家屋が倒壊しました。木造家屋の固有周期というのは大雑把に言うと 1 秒前後、これぐらいの周期の揺れが来ると木造家屋は危ない。原発の方はもっと短くて 0.1 秒前後です。

原発の基準地震動というのはどうやって決まるかというと、いろんな部品がありますが、それぞれどんな周期で揺れるのかということがあらかじめ決まっていて、これを規制委員会での審査では、こういう地震の波形が来た時には、この機械はどう揺れるかというようなことを、同じグラフに重ねて書き込んでいき、その書き込んでいった最大値を取っていくわけです。それで、この地方ではこういうふうな揺れが想定されるので、この最大値以上の耐震設計をなさい、というようなことで規制委員会から指導されている、というのが今の原発の耐震基準です。

東海第二はどうかというと(東海第二の断面図を示しながら)、ここにコンクリートマットという基礎があって、ずっと下方に「地下 370 メートルの岩盤」という表記があります。370m にしか岩盤に相当する地層がないというのが、今の東海第二の状況です。

別の東海第二の資料を見ますと、解放基盤面の設定は、秒速 700m 以上になる地下 370m で、そこにあるのは久米層という層です。東海第二は 20m くらい掘り下げると確かに新第三紀の久米層が現れますが、地層にグラデーションがあると東海第二原電は言っています。つまり、久米層は確かに第三紀ではあるが地表近くは泥状態で、砂、礫が現れるにはもっと

もっと深く掘らないと現れないと言うんですね。つまり東海第二は岩盤には建っていないんです。370m ぐらいまで行くとようやく固い層に到達する。従って、固い層と表面の間は揺れが増幅していつてるといえることが言えます。「原発は岩盤に建っているので地震の揺れは小さくて済む」という電力会社の広報は、東海第二と柏崎刈羽に関しては正確に当てはまらない。

私が茨城県の古本屋をずっと回って見つけた「日本原電 30 年史」(1989 年)に東海第二の断面図が載ってたんですが、(スライドを示しながら)人工岩盤って書いてあります。人工岩盤って、分厚いコンクリートの基礎のことです。ここが地表、ここが砂礫、ここは泥岩。岩盤になってないということなんです。これが東海第二の、彼らが自分で描いた絵で、岩盤に建っていないという証明です。同じ日本原電が運営している敦賀一号や敦賀二号はちゃんと岩盤に建っているんです。敦賀二号は活断層があるのでちょっと問題がややこしくなりますが。

原発と地質についてのまとめを申し上げますと、仮に真下に活断層がないと仮定しても、岩盤に建てられている原発、例えば美浜とか大飯とか高浜などは山、崖に近接する土地に建っていて、これは事故対策とか住民避難とかができなくなってくるということで、私は適地なしだと思います。岩盤にそもそも

建ってない東海第二と柏崎刈羽は基準地震動が、ありえないような基準地震動になって他の原発と比べて桁違いに大きい。設計当時の想定が大きく乖離するので、これもやっぱり適地なしという風に考えるべきだと思っております。

東海第二については住宅の間際に建っていて、今、審査を合格して必死になって再稼働しようとしているんですけども、3.11 の時にも危機一髪でようやく助かったというようなことになっています。今工事の対策が完成目前



現役の皆さんも参加(日本教育会館 703 会議室)

まで来たんですけれども、ある問題でもう破綻寸前になっています。防潮堤を建てていて、それに施工不良が起きている。その原因は何かというと、コンクリートがダメなんです。鉄筋がむき出しになったりして。岩盤が深すぎるので重い重機を持ってきて深いところまで穴を掘らなきゃいけないんですけれど、掘っている最中に重機自体が重いので、重い重機

質疑応答から

Q 避難計画の有効性というのは規制委員会はあまり考えないのか。地震によって原発のどういう所が壊れやすいと想定するか。

A 原子力規制委員会は避難計画について一切タッチしない。パブリックコメントで避難計画のことを送っても、「管轄外」で終わり。避難計画を規制基準の中に含めしまうと仕事が進まなくなるので、最初から除外したというのが日本の制度（アメリカは避難計画がないと許可されない）。地震が来た時の一番のウィークポイントはズバリ配管。配管が地震で揺れるとエルボーのような弱いところにサポート金具を当てて、これで揺れなくしようということをずっとやっているのが、今の原発の耐震対策。煙突も同レベル。配管の中には高温高压の蒸気熱水がガンガン回っているので、揺れによってここが一発破断しただけで全体のシステムが総崩れになるというのが、原発は止めてからが危ないという本質に関わる。

Q 珠洲原発は反対運動でなくなったが、もし建っていたとしたら今回の地震でどんな被害が想定されたか。

A 志賀原発と同じように止まっていれば、想定されるリスクとしては、使用済み核燃料プール。使った後の発熱する燃料が沈めてあるので、志賀と同じようにリスクが集中する。もし稼働中だったなら想像を絶するようなことが起きていたのではないかと。原発自体もおそらく異常をきたしていたと思うし、あれだけ軟弱な土地に建ててしまうと、原子炉建屋自体が傾くとか、バランスを失ってしまうというようなことが起きる可能性があった。反対運動については、街を二分するような反対運動になって後味の悪い思いを現地の人にはしている。

を置くと掘ったそばから穴が崩れていくんですよ。コンクリートを流し込んでも掘ったところに土が溜まっちゃうので、こういう不良コンクリートができあがるという状況になって四苦八苦しているという状況なんです。もう東海第二は動かしてはならないと思います。

これで終わります。どうもありがとうございました。

Q 電子力規制委員会が避難のことまで関与しないとすると、避難のことも含め、原発再稼働をOKするのは自治体ということになるのか。

A 一次的には自治体。全国の問題を総合的に見ているのは、総理府だったかと思う。茨城県などでも、避難計画は例えば東海第二原発が建っている東海村で避難計画を立てると言っている。南の守屋市などに何人避難民を送ると言っている。公共施設をこれくらい開けてほしいなどの話をずっとやっているが、茨城県は人口密集地に建ちすぎていて、避難しなければならない人口をざくっと捉えると、30キロ圏内に90万人くらいいる。それだけの人を一斉に避難させるのは無理。最近茨城県はこれを抑えた数字にして、17万人でいいみたいな話を持ち出しかけているが、それでもそれだけの人口の移動というのはほぼ不可能。

Q 東海第二も柏崎も長い間止まっているが、地震とか何かの時に影響があるのではないかと。

A ずっと止めっぱなしにしていると、しなやかだった管が劣化したり、詰まるはざがないところが詰まったりということがあがる。機械的に見ても、13年以上止まったものを再度動かすということになると、いろんなシミュレーションに入っていないような、すごくつまらないような場所でのトラブルが起きてくる。もう一つは運転未経験者の問題。現在、東海第二の発電所で運転未経験者が約3割か4割ぐらいになっている。新入社員も未経験のまま。中国地方の島根原発は運転未経験者が6割。今どこの原発でも同じだが、過半数の運転員が修羅場をくぐってない。技術の世界で考えると、ものすごく危ないと思います。

当日の感想から

大変分かりやすいお話でよかったです。
日本では原発の適地がないことがよくわかりました。避難計画も現実的でないのに、原発再稼働を進めているのはとんでもないことです。

今日のお話とは離れますが、地震が起こるたびに「〇〇原発には異常が認められません」という報道がされます。それこそ、地震国日本に原発を作ってはいけない証拠だと思っています。

真実を知って東海第二の再稼働には疑問を持たざるを得ない。岩盤に建ってない！ 規制委員会もとめないのがおかしい。

物理屋としては大変興味深い内容でした。
共振と建物倒壊との関係など、珠洲市と志賀町のビデオによる比較もあり、大変分かりやすかった。
規制委員会もそれなりの仕事をしていることがわかり、そこのお墨付きを得た再稼働をキチンと非難するためには、科学の目が必要であると痛感させられました。

とてもわかりやすい講演でした。
退職者会で何回も「原発」をあつかっていただいてとてもありがたいです。これからまた学習会をお願いします。

わかりやすい説明で、原発の基盤について危険性がわかりました。

たいへん勉強になりました！
地震・地盤と原発をトータルに説明していただけてよくわかりました。また次の機会がありましたら是非参加したいと思います。反原発のとりくみを何かつづけていきたいと思いました。

原発、地震ともに知識はありましたが、とてもわかりやすく勉強になりました。
中学の理科で地層については学びましたが、覚えるばかりで地震との関係については考えてもいませんでした。私は都立で勤めておりますが、多くの都立高では地学の授業はありません。地震大国で生きるために、高校での地学は必修にした方がよいと思いました。
本日はありがとうございました。

2号機が危なかった。活断層が動けばすべての安全対策は機能を喪失する。地震で道路が寸断され、住民の避難ができない。所員が非常呼集に応じることもできない。
太平洋戦争開戦時、日本は「ジリ貧」か「ドカ貧」かという二者択一で「ジリ貧」を嫌い開戦し、「ドカ貧」となってしまったが、少しの利便性と少しの生産性、少しの幸福度を選び、将来、原発事故で日本が滅びることになるかもしれないことを覚悟しなければならない。

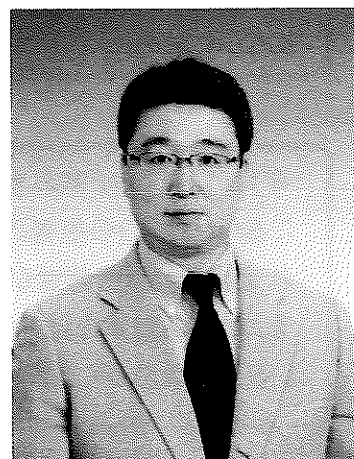
2024 年秋以降の都高教の取り組み

都高教 執行委員長 富崎豊和

「戦争は平和なり」は、言わずと知れたジョージ・オーウェルの小説『1984』で、架空の未来都市を支配する政党のスローガンです。

トランプ政権誕生後、同様のスローガンが世界を覆うことになるのだろうか、という大きな話はさておいても、今年度後半の都高教の活動を振り返ると、「戦争は平和なり」のごとき言葉を弄する権力と対峙することになりました。

賃金闘争は、「公務のアップデート」と言いながら公務員の生活の引き下げを狙う人事院勧告との対決によって火蓋が切られました。教育闘争においては、「チャレンジサポートプラン」を謳いながら、一方で定時制高校の廃校を進める都教委と鎬を削ることとなりました。



2024賃金確定闘争

今年度の人勧は 3 年連続で月例給・一時金とも引き上げるものとはなりました。しかし、新卒市場の高騰を受け、初任者・若年層に厚い引上げとなり、中高年齢層の引上げ率はわずかでした。

さらに、人勧は「公務のアップデート」と称し、子に係る手当を引き上げる反面、配偶者に係る手当の廃止を提示しました。

地域手当については「大きくくり化」(地域手当の支給単位を市町村単位から県単位へ広域化)の方針を示しました。これを都にそのまま当てはめると、区部に対し市部・島しょ地域の地域手当が現行の 20%から 17%に引き下げられることとなります。いったいどういう思惑による「アップデート」なんだ！という事態になってしまう訳ですが、ここについては都人事委員会への素早い取り組みが功を奏し、なんとか防ぎきって現行の支給を維持しました。

しかし、秋闘において都側はこれまで措置されてこなかった島しょへ地域手当を措置

するが、同時に島しょ手当・へき地教育手当を引き下げるという不当な提案を行ってきました。

これが強行されると、地域手当が反映するボーナスは増額となりますが、島しょ・へき地手当の削減により月収は引き下がることとなります。つまり、足し引きで年収ベースは変えないというペテンともいえる提案であり、机上の数合わせにより、現実には生活費の高い島しょにとっては、むしろ月々の生活が圧迫される事態を招きます。

都高教は都における島しょ職員の中では最大数を有しています。「米・味噌代を年末に払っていた江戸の昔じゃない！」ということで、都高教は先頭にたちストライキを辞さぬ覚悟で闘い抜きました。回答指定日、提案に固執する都側を押し返し、現状の月収ベースを維持する形で新たに地域手当の支給を決断させ、島しょ教職員の賃金改善を勝ち取ることができました。

こうしたペテンは「給特法」の改正にも見ら

れます。教職調整額の 10%増額を国は示していますが、その原資は義務特手当等の削減によって捻出するものであり、手取りは

定時制閉課程との闘い

10月24日、都教委は「困難な状況にある生徒支援を目的とする」と称し「都立高校における「チャレンジサポートプラン」を策定しました。

その中で定時制高校は、経済的困窮層や、不登校経験生徒、外国につながる生徒の割合が多いと分析し、その重要性を示しました。

であるにもかかわらず、その一方ですでに遡上に上がっている立川・定、小山台・定

ほぼ変わらない！というものです。本質的な長時間労働解消にならないことと併せて批判を強めなければなりません。

に加えて新たに5校の閉課程を提示しました。

「サポートプラン」と言いながら、定時制の閉課程を示すという矛盾には、多くの組合員が空いた口が塞がらない思いをしました。

都高教は即座にプランの矛盾を指摘し、提案撤回に取り組みました。現段階で撤回が実現している状況にはありませんが、今後も粘り強く撤回に向け取り組んでいきます。

2025年の闘いに向けて

予算成立に苦心する与党と、政権への影響力拡大を狙う日本維新の会との間で「私立を含む高校無償化」(授業の一部だが)が合意されました。その内容や、公立・私立にもたらす影響など報道も含め錯綜しています。事実に基づいた論議を深め、必要な対策を早急に講じる必要があります。

一方で「高等学校教育の在り方ワーキン

ググループ」は、現場の条件整備が整わないまま、遠隔教育などの新たな施策を推進しています。高校教育をめぐる課題は、山積しています。

こうした課題と向き合いながら、平和・人権を守る取り組みや、脱原発社会の構築、賃金・労働条件の改善のため、新年度も都高教運動をさらに強化してまいります。

現在進行中の年金制度改革の方向は？

～年金はこの4月から 1.9%加算。改正法案の行方は流動的～

平岡 良久(日退教 事務局長)

昨年7月、5年に一度の年金財政検証が公表され、社会保障審議会年金部会で年金制度が審議されてきました。12月には「議論の整理」としてまとめられ、これに基づく改正法案が今国会に提出される予定になっていましたが、7月の参院選を控えて流動的な情勢になっています。このニュースがお手元に届くころには、法案の扱いについて一定の方向が出ているかもしれません。

なお、今回の改定では基礎年金の拠出期間の延長、第3号被保険者制度、遺族年金の見直しは見送られています。5年後の年金改正に向けて頑張っていきましょう。

また、この4月からは年金が 1.9%加算されます。賃金スライドだと 2.3%引き上げる計算になるところ、「マクロ経済スライド」によって 0.4%減額されました。

厚生年金のマクロ経済スライド「延長」問題・・・基礎年金との格差をどう考えるか

3月20日現在、自公政権は、年金法改正案の国会提出を躊躇しています。「厚生年金のマクロ経済スライドを10年間延長する」措置が含まれており、労使双方から批判されているからです。

マクロ経済スライドは、厚生年金保険料を 18.3%に固定(労使折半)した上で、賃金・物価にスライドして増額される年金を抑制する仕組みです。「現役被保険者数の減少」と「平均余命の伸び」に応じて「スライド調整額」を算定し、その分年金の増額を抑制します。これそのものは年金制度の持続可能性を担保するシステムであり、「孫への仕送り」とも言えます。

マクロ経済スライドは厚生年金と基礎年金で個別に計算されますが、厚生年金の方のマクロ経済スライドは年金財政が均衡することから 2026 年に終了することになっています。一方、「基礎年金＝国民年金」の方は 2056 年まで続く想定されており、国民年金で暮らす自営業者などの方の年金水準が長期にわたって減額されることになります。今回の改正案は、「厚生年金のマクロ経済スライドを 2036 年まで延ばし、厚生年金の積立金と政府の財政投入で国民年金のマクロ経済スライドを 2036 年に終了させる」とするものです。厚生年金受給者も基礎年金は受給していますが、一方で一定の財源の移転を伴うことや政府の財政投入の目途がたっていない点など、問題点が解消されていません。

現役の時に能力に応じて負担してきた年金財政ですが、支給の段階でマクロ経済スライドの延長のために支給抑制が長期化する点には納得ができないとする意見はまっとうです。

被用者保険の適用拡大・勤労者皆保険の実現を目指す

厚生年金未加入の短時間労働者の多くは女性が占めています。国民年金だけの老後を迎えるよりも、厚生年金に加入する期間を長くした方が老後の生活に有利です。また、厚生年金の支え手を増やすことが、年金財政を支えるうえでもプラスになります。そこでこの間、厚生年金の被用者保険の適用拡大が進められてきました。

2012 年の制度改革では、『週労働時間が 20 時間以上、月額賃金が 8.8 万円以上、勤務期間 1 年以

表1 被用者年金の適用要件 現行と見直しの方向

適用要件の種類		現行	見直しの方向（注）
企業規模要件		従業員50人超	2027年10月～ 従業員35人超 2029年10月～ 従業員20人超 2032年10月～ 従業員10人超 2035年10月～ 企業規模要件を撤廃
賃金要件		月額賃金8.8万円以上	賃金要件を撤廃（法律の公布日から3年以内に政令で定める日～）
適用事業所の拡大	5人以上の個人事業所	① 常時1人以上使用される者がいる法人事業所（1人社長も含む） ② 常時5人以上使用される者がいる個人の事業所（法定17業種）	・新規事業所—2029年10月から被用者保険を適用する ・既存事業所—経過措置として当面期限を定めず、任意包括適用の活用を促しつつ、適用拡大の施行状況も踏まえて検討
	5人未満の個人事業所	非適用	今回は見直しを行わない
	フリーランス等	非適用	中長期的な課題として引き続き検討
複数事業所に勤務		労働時間等を合算して、被用者保険の適用を判断していない	引き続き検討
労働時間要件		週20時間以上	今回は見直しを行わない
学生除外要件		非適用	今回は見直しを行わない

上見込み、学生は適用除外、企業規模 500 人超規模の企業』に要件が拡大されました。

さらに、2022 年 10 月からは『企業規模 100 人超』、2024 年 10 月からは『企業規模 50 人超』へと適用が拡大されてきています。

今回の年金部会の審議では、企業規模・賃金条項を撤廃して厚生年金を広く適用する「勤労者皆年金制度」について意見が一致しました。

企業規模要件撤廃は 2035 年へ先送り、賃金要件 8.8 万は撤廃

法案作成の過程では、当初企業規模要件撤廃を 2029 年までに実施する方向性が示されましたが、自民党内の零細企業への配慮を求める声に押され、表 1 のように 2035 年まで先延ばしになる模様です。これでは時間がかかり過ぎ、先にすすめません。

また、「月額 8.8 万円以上」という賃金要件については、最低賃金の上昇に伴い、週 20 時間以上勤務すれば、これを超えることから撤廃されることになります。

個人事業所、新規で事業所規模 5 人以上の場合に適用の方向

現在、法人の場合は事業所の従業員規模に関わらず被用者保険が適用されますが、個人事業は従業員 5 人以上、法定 17 業種に限られています。農林・水産業、旅館・飲食業、理容業等、映画・演劇等が外れており、厚労省は新規の事業所からこれを拡大したいとしています。対象者が 70 万人いることから、フリーランス等と併せて勤労者皆保険の実現に向けて前向きな対応を求めていきたい課題です。

在職老齢年金 一部支給停止のスタートを 62 万円に

年金を受給しながら働く場合、現在年金と賃金の合計が 50 万円を超えると、賃金 2 に対し年金 1 が減額されます。今回、この支給停止のスタートを 50 万円から 62 万円に引き上げるとしています。年金財政の負担は増えますが、高齢者が働きやすくなることは間違いありません。

標準報酬月額の上限の見直し

厚生年金保険料の額を決める月収（標準報酬月額）は現在 32 段階に分けられており、最高は 32 等級で 65 万円とされています。月額 65 万円以上の人もこの額ですから、保険料負担が相対的に低いことになります。そこで、所得の再配分機能強化の観点から、新たに等級を追加し、「33 等級、75 万円」とすることになりました。これにより年金財政は改善され、所得代替率は 0.2%上がるとされています。

東京「君が代」裁判・五次訴訟の結審が延期へ！

(八王子拓真・定／三部制 鈴木 毅)

【最終弁論が突如延期となる】

2021年3月31日に東京地裁に提訴した五次訴訟も大詰めとなり、昨年の7月4日・18日の2期日をかけて証拠調べ（証人・原告本人尋問）を実施し、12月18日には最終弁論を行って結審を迎える予定でしたが、この最終弁論の一週間前になって裁判所から期日変更の知らせが入り、その後日程調整を行った結果、改めて3月24日（月）10時15分か

ら12時まで東京地裁631号法廷で弁論が行われることになりました。

この延期の理由は「弁論時間を拡大するため」ということでしたので、実際に改めて設定された弁論時間枠はもともと予定されていた1時間から1時間45分間に拡大されました。

【3回目の裁判長交代】

ところが、このような調整が終わったのちの1月15日に、今度は野口裁判長が転任するとの連絡が入りました。提訴から4年目に入ろうとする五次訴訟ですが、この間に裁判長は3回交代しています。このうち野口裁判長は2023年7月に着任し、第11回弁論から訴訟指揮にあたってきました。そのスタイルはかなり丁寧かつ緻密であったほか、弁論で

の口頭陳述や証人尋問の実施についても十分協議をして決定してきたことなどから、原告団としてはこのまま判決を書いてくれるものと期待交じりの予測を立てていましたが、裁判の展開というものは予断を許さないものであると改めて実感させられました。なお、後任は清藤健一裁判長となりました。

【最終弁論で更新弁論も行う】

裁判長交代があっても次回弁論が最終弁論であることには変わりはありません。ただし弁論時間が45分増えましたので、当初予定していた弁護士意見陳述に、更新弁論と原告意見陳述を加えることになりました。更新弁論は新たに着任した裁判長に向けて、この訴訟の意義や概要について弁護士が口頭で説明するもので、原告意見陳述では、原告2名が不起立せざるを得なかった事情や不当な処分によって生じた不利益の実態などについて裁判長に直接語りかけ、当事者の思い

を伝えようとしています。

一方、当初から予定していた最終弁論は、昨年11月29日に提出した準備書面（15）の内容のうち、特に重要な部分について6名の弁護士が口頭で説明するというものです。なお原告側最終準備書面は256ページにおよぶ分量ですが、その内容についてここで詳細にお知らせする紙数はありませんので、書面の目次構成の骨子を以下に紹介させていただきます。

【原告側最終準備書面の骨子】

第1章 本件訴訟の構造と意義

第2章 本件の法的判断において前提となるべき事実

- ①「国旗・国歌」（「日の丸・君が代」）とはいかなる存在か
- ②起立斉唱強制の意味
- ③教育とはどういう営みであるか
- ④戦後教育改革と改定前教育基本法の制定
- ⑤学習指導要領の法的性質について

第3章 通達による起立斉唱の強制が違憲・違法であることを基礎づける事実

- ①10.23 通達の真の目的
- ②10.23 通達による影響～失われた裁量と「国旗国歌」が再優先される教育現場
- ③10.23 通達をもたらした教育現場の変容

第4章 通達及び職務命令による起立斉唱の強制が違憲・違法である

(1) 客観的アプローチ

- ①国家シンボルに対する敬意表明を国民に強制できないこと
- ②教育内容・方法に対する教育行政の介入の限界 ～ 教職員に対する国歌の起立斉唱の義務付けは、教基法16条1項が禁じる「不当な支配」に当たること

第5章 通達及び職務命令による起立斉唱の強制が違憲・違法である

(2) 主観的アプローチ

- ①起立斉唱の強制が思想・良心の自由を侵害すること
- ②起立斉唱の強制が信仰の自由を侵害すること
- ③自由権規約18条に不適合であり無効であること
- ④教職員に対する国歌の起立斉唱の義務付けは教育の自由を侵害すること

第6章 本件の各懲戒処分が違法であり取り消されるべきこと

- ①公務員に対する懲戒処分についての司法判断の在り方
- ②本件の各懲戒処分に手続き的違法が存すること
- ③本件各処分に実体的違法が存すること
- ④まとめ

第7章 結語

- ①貴裁判所の責務
- ②本件は憲法理念の根幹を問う訴訟である
- ③本件は教育訴訟である
- ④また、本件は、行政裁量が極小化された行政訴訟である。

【被告側最終準備書面の骨子】

裁判では被告・都教委側の主張も行われており、被告側からも昨年 11 月 29 日付で最終

準備書面を提出されています。被告側書面の目次構成は以下の通りとなります。

- 第 1 原告らの非違行為等について
- 第 2 本件通達の発出とその後の状況について
- 第 3 訴状の「学習指導要領の国旗国歌条項について」及びこれに関連する原告らの準備書面の主張についての反論
- 第 4 起立斉唱の義務づけの違憲違法性 (1) 1 の客観違憲について
- 第 5 起立斉唱の義務づけの違憲違法性 (1) 2 の「教育内容に対する公権力の介入の限界」及びこれに関連する原告らの準備書面の主張についての反論
- 第 6 訴状の「国旗起立、国歌斉唱の義務づけの違憲違法性 (2)」及びこれに関連する原告らの準備書面の主張についての反論
- 第 7 訴状の「本件各処分は取り消されるべきこと」及びこれに関連する原告らの準備書面の主張についての反論
- 第 8 結語

なお、被告側は第 5～8 で、本訴関連訴訟で最高裁が通達を合憲とし、戒告を容認したことを根拠に国際条約も含めて違憲違法には当たらないという主張を繰り返すほか、累

積加重処分を容認した福岡高裁判決（2008 年 12 月 15 日）が最高裁で維持されたことを根拠に減給処分も適法だと主張するなどしています。

【今後について】

次回の弁論は 3 月 24 日（月）10 時 15 分～12 時 東京地裁 631 号法廷で行われ、これにて結審となり、次の法廷は判決言い渡しとなる見込みです。判決言い渡し期日は 24 日に示されると思われ、従来の不起立処分に加えて再処分（減給処分取消し後の戒告処分

発令）の違法性について初めての判断が示されます。

次号ではそれらの内容についてお知らせできるかと思しますので、今後ともご支援よろしく願いいたします。

カンパのお礼・カンパのお願い

毎回のカンパありがとうございます。

都高教退職者会は入会費をいただいた後は、月々の会費等はありません。みなさまのカンパのみで運営をしております。おかげさまで今回も多くの方々からカンパをいただきました。かさねてお礼もうしあげます。カンパの会計報告は総会にて行います。

皆様のカンパのおかげでニュースも滞りなく発行することができます。

「東京散歩」「囲碁大会」{メーデー懇親会}等皆様と交流できる機会を作っていきます。是非とも大勢の皆さんの参加をいただき交流が続くことを幹事一同強くお願いするしだいです。

都高教退職者会はこれからも、憲法・平和を守る活動を行い、地公退、退職者連合、都労連退職者会とともに「年金・医療・介護」にとりくみます。今後とも皆様のご協力よろしくお願いします。

都高教退職者会幹事会

カンパをいただいた皆さん（2024年8月～2025年2月まで・敬称略）

佐藤 正八	田村 尚子	嶋津 訓一	西本 光俊
榎本 充男	田中 善樹	斎藤 義夫	水野 恵子
藤原 正子	田中 昭光	中下 鸞平	塚越 恵美子
松谷 健司	カワベ ヒロコ	高木 裕子	塚原 明弘
竹内 健三	大久保 正明	二日市 健一	伊東 正隆
小山 昌矩	高橋 節子	山田 功	依田 丈治
藤井 利明	(匿名)	佐藤 光子	三井田 辰雄
長島 浩	松浦 利貞	飯岡 静子	長坂 幸夫
奥田 亮二	広瀬 俊雄	川口 政利	長谷川 正
高木 治夫	田幡 二三夫	安田 恭子	高柳 直正
棚井 行隆	佐藤 洋史	木村 慎太郎	岩崎 信夫
若菜 俊文	高根 親子	板津 久子	福田 英登
多田 統一	西沢 輝夫	岩崎 信夫	小林 稔
鈴木 隆二	佐藤 信夫	大澤 光美	塚越 美恵子
川口利子(洋一)	安藤 俊夫	梅崎 幸信	
岡田 光好	牧 益子	中川 寿子	

・お名前に間違いがありましたらごめんなさい。

7校の夜間定時制の存続を求める署名にご協力願います

河合美喜夫(夜間定時制の存続を求める連絡会 事務局長)

日頃より、夜間定時制高校存続の取り組みにご協力頂きありがとうございます。小山台、雪谷、江北、立川の4校の夜間定時制の存続を求めるたたかいは10年目を迎えました。毎年、署名を集め、都教委の担当者に要請してきました。昨年は、立川高校定時制の募集停止予告撤回と小山台高校定時制の存続を求める署名1万5,381筆を提出しました。さらに、立川、小山台に加えて、桜町、大山、北豊島工科、蔵前工科、葛飾商業の募集停止計画の撤回を求める署名を急ぎ集め、7,215筆を都教委に提出しました。合わせて2万2000筆を超える署名数となりました。

突如浮上した5校の定時制の募集停止計画

都教委は昨年8月、「困難を抱える生徒に対する支援の取組」として「都立高校におけるチャレンジサポートプラン(案)」を提示しました。不登校・中途退学を経験した生徒や日本語指導が必要な生徒、ヤングケアラーなどの困難を抱える生徒をサポートする施策ですが、その対策として新たなタイプの学校の開設やチャレンジスクールの新設・増学級に加えて、新たに夜間定時制の募集停止を盛り込みました。桜町、大山、北豊島工科、蔵前工科、葛飾商業の5校の夜間定時制を廃校にする計画です。

この5校の廃校計画は何の前触れもなく、在校生や教職員、同窓会などへの説明もないまま、突如として浮上しました。さらに驚くのは廃校の理由です。小規模な夜間定時制は「ホームルーム活動や学校行事などの特別活動が低調となり、集団活動を通じた教育効果が十分に得られない」というのです。「困難を抱える生徒に対する支援」というならば、困難を抱える生徒が多く学んでいる夜間定時制こそ充実させるべきではないでしょうか。小規模だから夜間定時制を廃校にするとおきながら、生徒数の多い立川高校定時制を廃校にするのですから、都教委の施策そのものが矛盾しています。しかも、なぜこの5校が選ばれて廃校になるのか何の説明もありません。

○7校の夜間定時制廃校計画

定時制校名	所在市区	募集停止年度	閉課程／廃校年度
立川	立川市	2025年度	2027年度(2028年3月)
小山台	大田区	2026年度	2028年度(2029年3月)
桜町	世田谷区	同上	同上
大山	板橋区	同上	同上
北豊島工科	板橋区	同上	同上
蔵前工科	台東区	同上	同上
葛飾商業	葛飾区	同上	同上

夜間定時制を切り捨てる教育委員会

急きよ、私たちは10月5日、7校の夜間定時制の存続を求める緊急集会を開催しました。怒りの発言が相次ぎました。小山台高校定時制の卒業生は、中学のとき不登校だったが夜間定時制は学校らし

くないのがよかった、バイトの経験も進路を考えると役だったと自らの体験を語りました。三鷹高校定時制の卒業生は、20 年前の統廃合のとき「定時制を守る生徒の会」に参加して都教委と話し合いを持ったが、「こんなことしたら私立高校なら退学になっている。嫌なら学校をやめるしかない」と言われて驚いたが、あきらめなくて私たちの仲間がジュネーブに行き、国連子どもの権利委員会で英語で直訴しました（第2回国連子どもの権利委員会は 2004 年1月に最終所見を採択し、そのなかに「定時制高校が、特に学校から脱落した（dropout）子どもに対して、柔軟な教育機会を提供しているにもかかわらず、東京都においてそれらが閉校されようとしている」と、東京都を名指して異例の勧告をおこないました）。卒業生とともに参加した夜間中学の元教員は、夜間中の進路先として、地元があり、少人数で学ぶことができ、高齢者もいる夜間定時制は絶対必要だ、夜間中学も夜間定時制高校も少人数だからこそ教育効果があるのではないか、と訴えました。

しかし、10 月 24 日の教育委員会では、立川高校定時制を来年度、募集停止することを決定しました。これによって、在校生が卒業する 2028 年3月に廃校となります。小山台、桜町、大山、北豊島工科、蔵前工科、葛飾商業の定時制を 2026 年に募集停止にする予告も行いました。教育委員会では「チャレンジサポートプラン」に関する意見募集の結果も公表されました。その結果は、夜間定時制の募集停止に反対または危惧する意見が 30 近くあり、賛成意見は1つか2しかありませんでした。これほど重大な事柄なのに、教育委員の中で夜間定時制について発言した人は誰もいませんでした。「チャレンジサポート」などという美しい言葉を使いながら、困難を抱える生徒が多く学んでいる夜間定時制を切り捨てる、これが現在の教育委員会です。

しかし、私たちはあきらめてはいません。募集停止の「予告」であって、まだ正式決定ではありません。都民の声に背を向け、わずかに数分間、議論ではなく感想を出すだけの教育委員会でこのような重大な決定が行われては絶対に許されません。

「あきらめたものを取り戻す場所」

NHK連続ドラマ「^{もも}宙わたる教室」が評判になりました。大阪の定時制高校での実話に構想を得ていますが、ドラマの舞台は新宿にある都立夜間定時制高校です。ここには中学から不登校になった生徒、外国につながる生徒、若い頃学ぶことが出来なかった70代の生徒など、さまざまな事情を抱えた生徒が通ってきます。第1話では、バイクで校庭に入り込んできた若者が夜の教室で学んでいる生徒たちに向かって「今さら勉強したって時間の無駄だ」と言い放ちます、その若者に若い理科の教員が静かに語りかけます。「無駄にするかどうかは自分次第。ここには何だってあります。教師ができるのは場所を用意して待つ、ただそれだけです。ここは、あきらめたものを取り戻す場所です」。

夜の教室で学びと居場所を必要とする生徒がいる限り、夜間定時制高校をつぶしてはなりません。

今年も署名を集めています。下のQRコードから署名をすることができます。どうか、よろしくお願いします。

